

湯沢市ジオパーク推進協議会 規約

平成23年 3 月 29日 制定

平成25年 5 月 8 日 改正

平成28年 4 月 15日 改正

第 1 章

(名称)

第 1 条 この協議会は、湯沢市ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、ゆざわジオパークを世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿った質の高いものとするよう常に努めるとともに、ジオパークの理念に沿い、社会的、経済的、文化的に持続可能な発展をめざすとともに、市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ゆざわジオパーク関係団体との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) ゆざわジオパークの調査研究に関すること。
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章

(構成)

第 4 条 協議会は、協議会の目的に賛同する、別紙の者で構成する。

(役員)

第 5 条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 5 人
- (3) 監事 2 人

(役員を選任)

第 6 条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の業務の執行及び財務を監査する。

(顧問)

第8条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が指名するものとする。

3 顧問は、協議会に対し、助言及び指導を行うものとする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章

(会議)

第10条 協議会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 部会

(4) 委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及びその他会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること

(2) 事業計画及び事業報告に関すること

(3) 予算及び決算に関すること

(4) 運営委員会への付託事項に関すること

(5) その他重要な事項に関すること

4 総会は、会員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席会員（代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

- 6 会長は、必要に応じて顧問に総会への出席を求めることができる。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長及び副会長をもって構成する。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となり、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から付託された事項に関する事
- (2) 総会を招集する時間がない緊急な事項に関する事
- (3) 部会の設置及び部会への付託事項に関する事
- (4) その他会長が必要と認める事項

- 3 運営委員会は、前項第3号の付託事項のうち、必要と認める事項については、部会に付託することができる。

- 4 運営委員会は、審議し、決定した事項を次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

- 5 前条第4項から第6項までの規定は、運営委員会の会議について準用する。

(部会)

第13条 部会は、会長が委嘱した部会員をもって構成する。

- 2 部会は、運営委員会から付託された事項について調査審議し、その経過及び結果を運営委員会に報告しなければならない。

- 3 第9条の規定は、部会員の任期等について準用する。

- 4 前項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、運営委員会に諮り、会長が別に定める。

(委員会)

第14条 委員会は、緊急的または臨時的な事業（以下「プロジェクト」という。）

に対応するため、必要に応じて設置することができるものとし、会長が委嘱した委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、当該プロジェクトが完了するまでとする。

- 3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び運営委員会（以下この条において「総会等」という。）

を召集する時間がないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、湯沢市観光・ジオパーク推進課内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第19条 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、湯沢市の財務に関する諸規程等を準用する。

第7章 補則

(補則)

第20条 会長は、協議会の運営に関し必要となる要綱、規程その他必要な事項を別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年 3月29日から施行する。

(最初の役員任期の特例)

- 2 この規約の施行日以後、最初に選任される役員の任期については、第9条の規定に関わらず、平成25年度総会までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 2 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 2 8 年 4 月 1 5 日から施行する。